

儀礼的交際等の基準（平成13年8月1日以降適用）

1. 慶事の基準

(1) 職員に対する事業団の慶事

区 分	本 人	適 用
正 規 職 員	祝 電	結 婚

2. 弔意の基準

(1) 職員等に対する事業団の弔意

区 分	本 人	配偶者・父母・子
正 規 職 員	桜・榊 弔電	桜・榊 弔電

備考 ・回章による通知はこの範囲内とする。

・桜・榊は事業団名で行う（理事長名、施設長名等で行わない。）

・父母、子については、血族一親等及びそれに準ずるものとする。

・施設上の制約等により、桜・榊の対応ができない場合のみ、供花（1基）により対応する。

・桜・榊は5,000円、供花は13,000円を限度とする。

(2) 理事等に対する弔意

区 分	本 人	配偶者・父母・子
理 事 及び 監 事	桜・榊 弔電	桜・榊 弔電
(元職の場合)	弔電	弔電

3. 業者等との関係

業者・団体等、職務上の利害関係者との会食、贈答、遊戯等	自己の費用を負担するか否かを問わず、一切禁止する。
業者・団体等が主催する総会、大会、商品発表会、見学会等の参加	左記のうち懇親会的行事など酒食を伴うものが組み込まれている場合に、その部分に参加すること並びに総会等の記念品を受領することは一切禁止する。 ただし、事業団の代表として公費で会費を負担し、職務で参加することが認められた場合を除く。 また、職務として出席した会議等において社会通念上許される範囲の茶等の提供を受ける場合を除く。

業者・団体等から贈答があった場合の対応	事務局から一括して返却する。
---------------------	----------------

4. 儀礼的交際について

職員間の贈答	行わない。	
儀礼的宴会	行わない。	
儀礼的餞別	行わない。	
結婚住居の新築、その他の個人的儀礼等	質実を旨とし、節度ある交際を行う。 業者・団体等から祝儀・不祝儀等の金銭・物品等の贈与を受けることは一切禁止する。	
暑中見舞い・年賀状	形式的なもの	出さない。
	職員間	出さない。